

せん だい し わ か ば や し く し ち じ ょう
仙台市若林区七郷活性化計画

宮城県仙台市

平成25年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 仙台市若林区七郷活性化計画	市町村名 仙台市	地区名(※1) 若林区七郷	計画期間(※2) 平成25年度～平成28年度
都道府県名 宮城県			

目標：(※3)

本計画区域内に存する仙台市農業園芸センターに、地域資源活用総合交流促進施設、市民農園その他農林漁業体験施設等を整備することにより、地域外との交流を促進する。具体的な数値目標としては、仙台市農業園芸センター来園者数を、平成24年度の102,756人から、整備後の平成28年度に380%増の493,895人とすることを旨とする。

目標設定の考え方

地区の概要：

本市は、人口100万人以上を有する東北地方最大の都市で、市街地を中心に、東部は田園地域の平坦部、西部は丘陵地域の山間部となっており、地域条件は宮城県の縮図ともいえる多様性を有している。
本計画区域は東部地域に位置しており、本市最大の穀倉地帯で、稲作を中心に麦、大豆等を組み合わせた水田農業が主体の地区である。水稲の他、ねぎやこまつななどの軟弱野菜のほか、洋ランの生産も行われている。

現状と課題

本計画区域は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、一帯が大きな被害を受けた。除塩・復旧工事が終わり、本年度からの作付けが可能となった。今後、生産を再開するにあたり、消費地である都市部等との交流を図り、需要に対応しながら、地域を活性化していく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

単に震災前の状況に復旧させるのではなく、当地域が、農業が成長力のある産業に生まれ変わる拠点として復興するよう、農地の大区画化や集約等により生産基礎の整備を行うとともに、計画区域内に存する仙台市農業園芸センターに、地域資源活用総合交流促進施設、市民農園その他農林漁業体験施設等を整備することにより、地域外との交流を促進する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある場合は定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
仙台市	若林区七郷地区	地域間交流拠点の整備(地域資源活用交流促進施設)	仙台市	有	ハ	
	若林区七郷地区	地域間交流拠点の整備(地域連携販売力強化施設)	仙台市	有	ハ	
	若林区七郷地区	地域間交流拠点の整備(農林漁業体験施設)	仙台市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
仙台市	若林区七郷地区	農業サポーター事業	仙台市	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
仙台市	若林区七郷地区	収益性の高い農業推進支援事業	仙台市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

若林区七郷地区(宮城県仙台市)	区域面積(※2)	1,946ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 七郷地区の内、市街化区域を除いた荒井・荒浜地域を計画区域とする。計画区域の総面積1,252haの内、農地面積が786haであり、総面積の62.8%を占めている。区域内の全就業者数1,913名の内、農業従事者数は159名(8.3%)であり、当区域において農業は重要な基幹産業である。		
②法第3条第2号関係: 「仙台市震災復興計画」においても、「農地を、鶏いを求め、自然に触れたいと希望する市民との接点と位置づけ、優れた生産技術を有する農業者による家庭菜園等の技術指導や観光の視点を取り入れた農園」を展開することにより、当地域の復興することとされているところであり、当該地域の活性化のためには、地域間交流を促進することが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 本計画区域は、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考										
		登記簿	現況	地積(m ²)	権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名		住所	農地(※2)	市民農園施設							
仙台市若林区 荒井字切新田	43-1 43-3 43-4	雑種地 用悪水路 用悪水路	雑種地 用悪水路 用悪水路	23,745 612 116			住所	氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名	住所	農地(※2)	市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	貸し農園 休憩施設 電気・水道 駐車場 水路 農機具収納施設				
																	所有権	仙台市	仙台市青葉 区国分町三 丁目7-1	口

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	所要面積		工事期間	備考
			建築面積	所要面積		
建築物	休憩施設 農機具収納 施設 電気・水道 貸し農園 駐車場	鉄筋コン クリート	571	457	平成26~27年度	
工作物						
計			571	457		

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成27年度

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項(該当なし)

事項	内容	備考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本市が把握する農業園芸センター来園者数により、達成状況を検証する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。